

# 男女共同参画をめぐる国際的な動向について

ジェンダー・ギャップ指数 (2015)  
主な国の順位

## (1) ジェンダー・ギャップ指数 (GGI/Gender Gap Index) について

○各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもの  
(0=完全不平等→1=完全平等)

○政治・経済・教育・健康の4分野のデータから算出

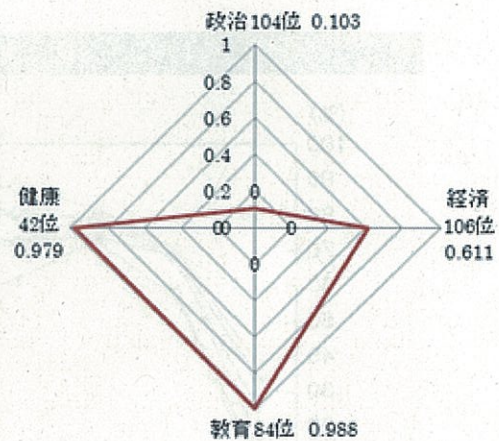
- 【政治】: 国会議員に占める比率、閣僚に占める比率 等
- 【経済】: 労働力率、賃金格差、管理職に占める比率 等
- 【教育】: 識字率、初等、中等、高等教育の在学率
- 【健康】: 健康寿命、新生児の男女比率

順位	国名	値
1	アイスランド	0.881
2	ノルウェー	0.850
3	フィンランド	0.850
4	スウェーデン	0.823
5	アイルランド	0.807
6	ルワンダ	0.794
7	フィリピン	0.790
8	スイス	0.785
9	スロベニア	0.784
10	ニュージーランド	0.782
11	ドイツ	0.779
15	フランス	0.761
18	英国	0.758
28	米国	0.740
30	カナダ	0.740
41	イタリア	0.726
75	ロシア	0.694
91	中国	0.682
101	日本	0.670
115	韓国	0.651

○直近3カ年の日本の分野別データ

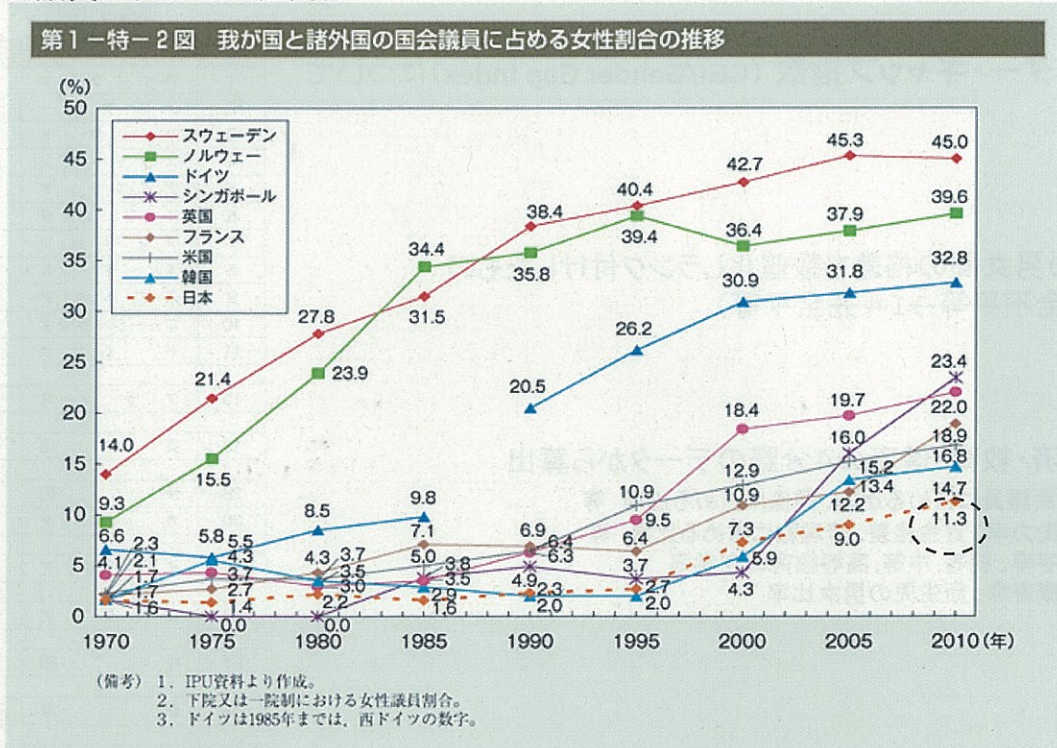
世界ランク 101位/145か国

分野	2015年		2014年		2013年		
	指数	順位	指数	順位	指数	順位	
政治	0.103	104位	↑	0.058	129位	0.060	118位
経済	0.611	106位	↓	0.618	102位	0.584	104位
教育	0.988	84位	↑	0.978	93位	0.976	91位
健康	0.979	42位	↓	0.979	37位	0.979	34位
総合	0.670	101位	↑	0.658	104位	0.650	105位



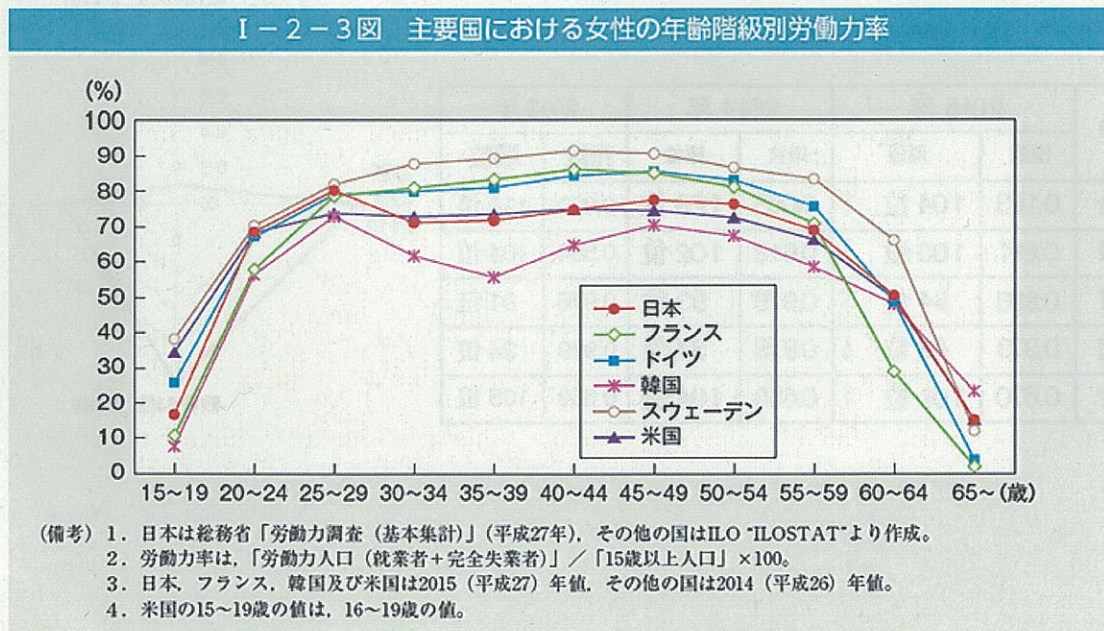
## (2) 国際比較データ (内閣府「男女共同参画白書」)

### ○国会議員に占める女性割合



【参考】 都道府県議会議員に占める女性割合 : 高知県 5.6%(2/36) 39位 内閣府「全国女性の参画マップ」(H27.12月)

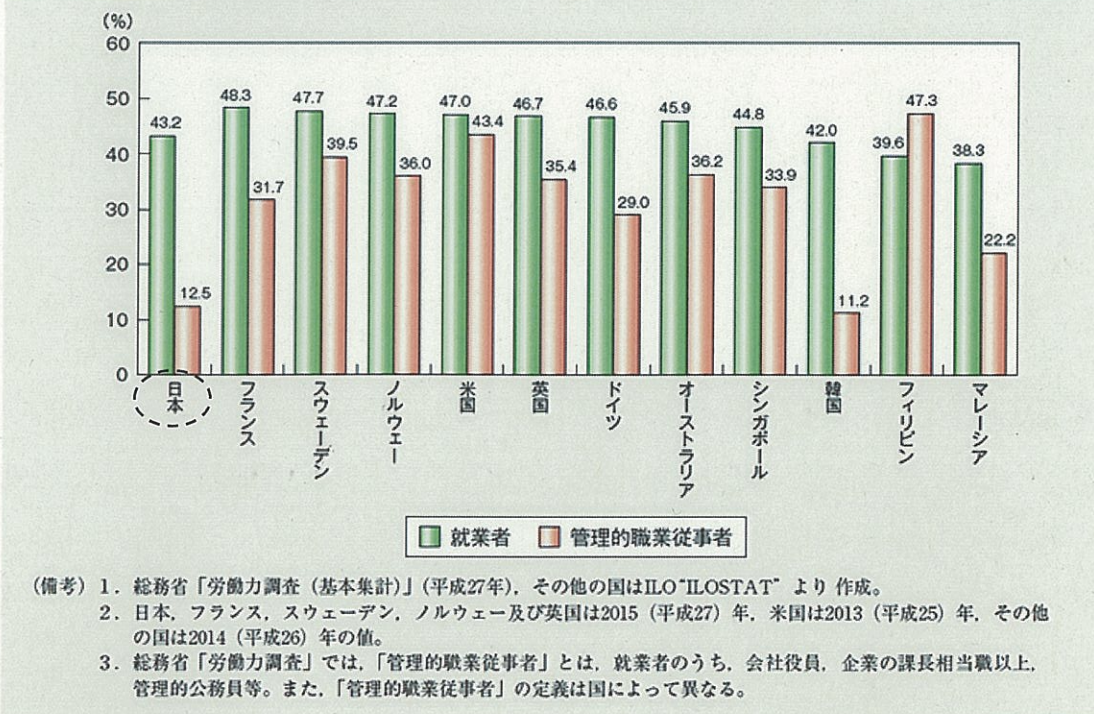
### ○女性の年齢階級別労働力率



【参考】 M字カーブの深さ : 高知県 全国一浅い 総務省「平成24年就業構造基本調査」

○就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合

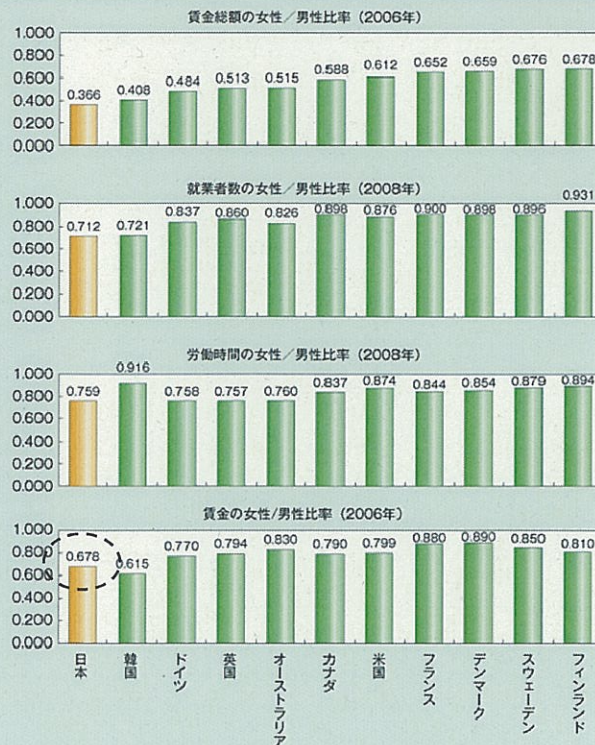
I-2-13図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



【参考】 有業者に占める女性割合： 高知県 46.7% 1位  
 管理的職業従事者に占める女性割合： 高知県 21.8% 1位 総務省「平成24年就業構造基本調査」

○賃金総額等の男女比

第1-特-12図 賃金総額男女比の国際比較



【参考】 男女間の賃金格差(男性を1とした場合の女性の割合)：高知県 0.747

### (3) 国連の女子差別撤廃委員会からの指摘について

#### 女子差別撤廃条約について

##### (1) 条約の概要

- ・女性・女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃することを基本理念とした条約。
- ・1979年に国連において採択され、1981年に発行。
- ・我が国は1985年に批准（本年4月1日現在、条約締約国は189か国。）。

##### (2) 締約国の義務

- ・条約の実施のためにとった立法、司法、行政その他の措置等について数年ごとに報告書を国連事務総長に提出し、女子差別撤廃委員会（締約国により選ばれた23人の専門家により構成）の審査を受ける。
- ・同委員会は、審査結果を踏まえ、締約国に対する勧告を含む「最終見解」を発出する。  
※我が国はこれまでに8回報告書を提出し、これに対して4回の「最終見解」が発出されている。

#### 「最終見解」（第7回及び第8回報告書に対するもの。H28.3.7発出。）の概要

##### (1) 肯定的な側面 ※主なものの抜粋

###### ①法律の制定等

- －女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- －短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
- －ストーカー行為等の規制等に関する法律

###### ②政策的枠組みの強化

- －第3次及び第4次男女共同参画基本計画の策定

##### (2) 主要な関心事項及び勧告 ※主なものの抜粋

###### ①女性に対する差別の定義

- －国内法に女性に対する差別の包括的な定義を規定

###### ②差別的な法律及び法的保護の欠如

- －民法の改正（女性に対する再婚禁止期間の廃止、婚姻適齢の引き上げ、選択的夫婦別姓の採用）

###### ③国内人権機構

###### ④女性の地位向上のための国内本部機構

###### ⑤暫定的特別措置

- －法定のクォータ制（※）の検討 ※議員などの一定数を女性に割り当てる制度

⑥固定観念と有害な慣行

- 伝統的な男女の役割を補強する社会規範を変える取り組み
- 差別的な固定観念を増幅し、女性や女兒に対する性暴力を助長するポルノ、ビデオゲーム、アニメの製造と流通の規制

⑦女性に対する暴力

- 暴力の被害者である女性が利用できるシェルターの確保

⑧人身取引及び売買春による搾取

⑨「慰安婦」

⑩政治的及び公的活動への参画

- 「2020年までにあらゆる分野における指導的地位への女性の参画比率を30%とする」ことの効果的実施

⑪教育

⑫雇用

- 性別賃金格差の縮小
- セクハラ防止のための禁止規定及び制裁措置を盛り込んだ法整備

⑬健康

⑭経済的・社会的給付

⑮農山漁村女性

- 家族経営における女性の労働の評価、所得税法の見直し

⑯災害リスクの削減と管理

⑰不利な状況にあるグループの女性

⑱結婚・家族関係

- 婚姻を解消する際の財産分与の包括的な法整備

我が国のスタンス

「最終見解」そのものに法的拘束力はないが、我が国として取り組むべきものについては引き続き対応